

# 川崎町高齢者保健福祉計画・ 第9期介護保険事業計画



## 計画策定の趣旨

介護保険制度は、制度開始から20年以上が経過し、近年では重度の要介護者、ひとり暮らし又は夫婦のみの高齢者世帯、認知症の人の増加、働きながら在宅で介護している家族等への支援の必要性等について議論がなされることが多くなってきました。要介護高齢者の多様なニーズへの対応や、医療・介護費などの社会保障費の急増、介護従事者の不足なども依然として重要な課題であり、町と関係機関が連携した地域ケアシステムの構築をはじめ、健康増進分野と連携し、要支援・要介護状態になることを予防するための取り組みを充実していく必要があります。

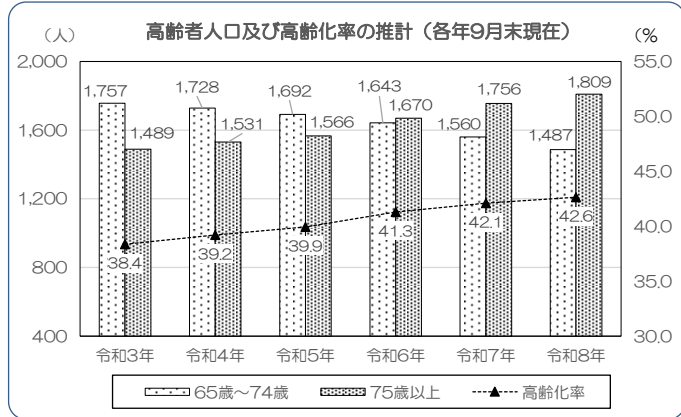
当町では、県や国の平均を10ポイント以上も上回る高齢化率となっています。今後もいっそうの高齢化が見込まれる中、高齢者を取り巻く様々な課題やニーズに対応していくためには、福祉・保健・医療の各サービスの充実・強化を図るとともに、地域全体で高齢者の生活を支える仕組みを構築していくことが不可欠です。

川崎町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画では、これまでの取り組みを継続し、地域住民と行政、団体、関係機関等の連携・協力により、当町に住むすべての高齢者が、住み慣れた自宅や地域で「誰もが健やかに暮らせるまちづくり」の実現を目指して策定するものです。

# 1. 当町の高齢者等の推移と推計

## ① 高齢者人口の推移と推計

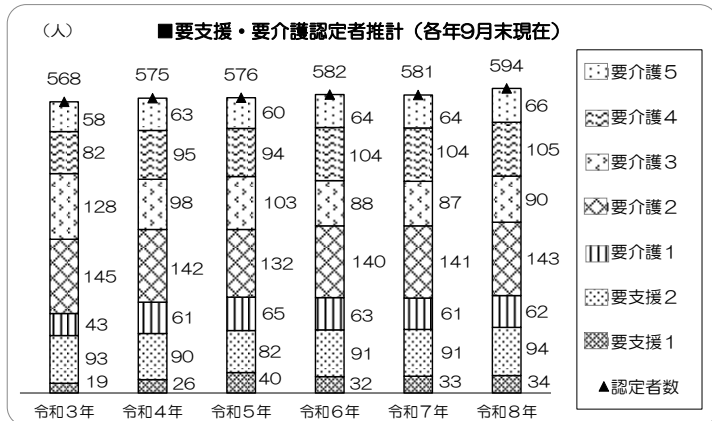
当町の65歳以上の高齢者人口については、令和5年の3,258人から令和8年の3,296人へとほぼ横ばいで推移し、65歳～74歳の高齢者が減少傾向となる一方で75歳以上の高齢者は1,566人から1,809人と増加傾向で推移していくものと予想されます。高齢化率については令和5年の39.9%から、42.6%と緩やかに上昇していくものと予想されます。



## ② 要支援・要介護認定者の推移と推

令和3年の要支援・要介護認定者数は、568人となっています。第9期計画期間の認定者数の推計では、令和6年で582人、令和7年で581人、令和8年には594人に増加すると推計しました。

当町では比較的健康的な高齢者が多いなかで、中・重度認定者が微増傾向となっており、重度化防止とフレイル（虚弱）予防を図る必要があります。



# 2. 高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の計画期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。なお、保険給付に要する費用の動向、保健福祉施策の進捗状況などを踏まえ、適宜見直しを行います。

令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)	令和11年度 (2029年)
高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画			地域包括ケアシステムの実現			高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画		
			高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画					
			見直し		見直し			

### 3. 高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の 基本理念と施策体系

#### ① 計画の基本理念と基本方針

当町では、「第6次川崎町長期総合計画」の基本方針及び第8期計画までの基本的な考え方を引き継ぎ、下記の基本理念のもとに推進していきます。また、以下の5つの基本方針を定め、介護予防の推進と重度化防止をめざして、具体的な施策の展開を図ります。

#### 誰もが健やかに暮らせるまちづくり

##### ■第9期計画での基本方針

- |                         |                       |
|-------------------------|-----------------------|
| 1. 健康づくりの推進             | 4. 地域支援事業の充実          |
| 2. 高齢者が安心して暮らせるまちづくりの推進 | 5. 介護給付・介護予防給付サービスの充実 |
| 3. 地域生活を支援する取組の充実       |                       |

#### ② 計画の施策体系

計画の基本理念の実現に向けて、在宅福祉を基調にした各種福祉サービスの提供と地域ケアシステムの整備、介護保険サービスの充実等を進め、高齢者が必要なサービスを受けながら、自宅や地域で生涯にわたり安心して暮らし続けることができるよう、総合的な施策の展開を図ります。

誰もが健やかに暮らせるまちづくり  
〔基本理念〕

##### I 健康づくりの推進

- 1 生涯を通じた健康づくりの推進
- 2 健康診査・保健指導等の充実

##### II 高齢者が安心して暮らせるまちづくりの推進

- 1 住みやすい環境整備の推進
- 2 災害発生時の対策、防犯・事故防止の推進

##### III 地域生活を支援する取組みの充実

- 1 地域における高齢者の生活支援
- 2 高齢者の社会参加の促進

##### IV 地域支援事業の充実

- 1 介護予防・日常生活支援総合事業
- 2 包括的支援事業・任意事業

##### V 介護給付・介護予防給付サービスの充実

- 1 居宅サービス
- 2 地域密着型サービス
- 3 施設サービス
- 4 地域マネジメントの推進

## 4. 高齢者福祉サービス及び社会参加・高齢者支援

事業名・内容	
高齢者福祉サービス	<b>○移送サービス事業</b> 福祉車両（リフト付き車両及びストレッチャー対応車等）で利用者宅から医療機関などへ送迎することで外出時の支援を行います。
	<b>○タクシー利用助成事業</b> 免許証を自主返納した場合や移動手段を有していない高齢者の通院や買い物などの外出を支援するために利用券を交付し、タクシー利用料金の一部を助成します。
	<b>○会食サービス事業</b> おおむね65歳以上の高齢者に、各種施設や公民館などで会食を行う際の昼食代の一部を助成することで外出の機会を提供し、高齢者の日常生活の安定と健康を保持します。
	<b>○緊急通報システム事業</b> おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯等に家庭用緊急通報機器を貸与し、急病や災害時に迅速かつ適切な対応を図るための体制を整備します。
	<b>○老人クラブ助成事業</b> 老人クラブが行う各種活動（生きがい・健康づくり、地域に対する奉仕・貢献その他の活動）に対し助成を行います。
	<b>○敬老会開催事業</b> 町内の各地区で高齢者の交流の場となるよう敬老会の開催を支援します。
	<b>○敬老祝金支給事業</b> 88歳、99歳及び100歳の高齢者に対し、「敬老祝い金」を支給します。
任意事業	<b>○成年後見制度利用支援事業</b> 成年後見制度について、町民や事業者への啓発を行うとともに、制度利用の必要なケースについて、地域包括支援センターが窓口となり、円滑な利用開始に向けての支援を行います。
	<b>○介護用品の支給</b> 要介護者の日常生活の負担を軽減するために、介護用品等（紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーなど）を紙おむつ等利用券として支給します。
	<b>○「食」の自立支援事業（配食サービス）</b> 65歳以上の在宅ひとり暮らしの高齢者等に対し、栄養バランスのとれた給食サービスを定期的に提供することにより、自立支援と生活の質の確保及び家族の身体的及び精神的な軽減を図ります。
	<b>○認知症高齢者見守りQRコード活用事業</b> 概ね65歳以上の認知症状を有する高齢者を対象に、衣服等に貼り付けたQRコードを活用して、関係機関と連携のもと親族などに連絡できる体制を図り、認知症高齢者見守りの支援を行います。
	<b>○老人クラブ活動の支援</b> 老人クラブは、高齢者の生きがいを高め、福祉の推進に大きな役割を果たしていることから、地域の特性を生かした多様な活動が行える老人クラブの育成強化を推進します。
高齢者の社会参加と地域における高齢者支援	<b>○生涯学習の推進</b> 高齢者の多様な生涯学習のニーズに対応するため、シニア大学の開催など生涯学習の充実を図ります。
	<b>○高齢者の健康づくり・スポーツ活動の振興</b> 高齢者を対象にしたストレッチなどの健康づくり教室や高齢者向けのスポーツ教室、転倒予防のための運動を基本とした「リハビリテーション」スポーツを推進していきます。
	<b>○高齢者と子どもたちとの交流の推進</b> 高齢者と子どもたちとの交流事業、小学校での講師、子育て支援、子どもたちによる高齢者宅の訪問など、関係機関と連携し世代間交流を推進します。
	<b>○地域交流活動の推進</b> 外出機会も少なく引きこもりがちな高齢者や障がいのある方などの地域交流を促進するため、地域の集会所等での食事やレクリエーション等を通じて地域の交流活動の支援をします。
	<b>○シルバー人材センターの活用</b> これまでの経験や能力を活かし、臨時的かつ短期的な就業または、軽易な業務による就業を通じて、地域社会に貢献できるよう、高齢者にふさわしい就業機会の確保と適正な活用を図ります。
	<b>○社会福祉協議会との連携</b> 町社会福祉協議会との協働、連携による事業展開を積極的に進め、地域における福祉ネットワークの構築や地域福祉活動の推進を図ります。
	<b>○高齢者見守り体制の整備</b> ひとり暮らし高齢者などが孤独感や不安感を感じず生活するために、地域内や隣近所での声かけ・安否確認など地域住民や関係機関の協力のもとに見守り体制の構築を推進します。
	<b>○地域コミュニティ活動への支援</b> 地域における健康づくりリーダーや食生活改善推進員、ボランティアなどの人材育成を行うことにより地域コミュニティにおける活動の活性化を図り、地域活動に必要な支援を行います。
	<b>○ボランティア活動の振興</b> 社会福祉協議会と協力し、地区ボランティアの育成と資質の向上を図ります。また、町内のボランティア団体との連携を図り、高齢者が地域活力として活動できるような体制整備に取り組みます。

## 5. 地域支援事業の充実

### 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

#### 介護予防・生活支援サービス事業

##### ○訪問型サービス

###### ◆訪問介護事業所によるサービス

予防訪問介護サービスの利用継続が必要な要支援者等に対し、指定訪問介護事業所による身体介護や生活援助の支援を行います。

###### ◆多様なサービス（訪問型サービスB）

住民が主体となって活動する「訪問型サービスB」を実施し、掃除、買い物等の家事援助の必要な方に対して生活支援などを行います。

###### ◆多様なサービス（訪問型サービスC）

保健・医療の専門職による個別計画に基づき、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラムを短期間で集中的に行います。

##### ○介護予防支援事業（ケアマネジメント）

要支援者等に対し、総合事業によるサービスが適切に提供できるようケアマネジメントを実施します。

##### ○通所型サービス

###### ◆通所介護事業所によるサービス

予防通所介護サービスの利用継続が必要な要支援者等に対し、指定通所介護事業所による生活機能の向上のための機能訓練や通いの場などの支援を行います。

###### ◆多様なサービス（通所型サービスB）

多様なサービスとして、住民が主体となって活動する「通所型サービスB」を実施し、入浴介助、レクリエーション活動の自主的な通いの場、生活機能を改善するための支援を行います。

##### ○生活支援サービス

生活支援体制整備事業を通じて、生活支援コーディネーターと協議体が協力のもと、地域の実情に応じて必要なサービスの検討を行い、実施団体の育成を図りながら、①配食、②見守り、③自立支援に資する生活支援について、段階的にサービスの提供を実施します。

#### 一般介護予防事業

##### ○介護予防事業対象者の把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等（民生委員等からの情報、基本チェックリストを活用するなど）により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、地域介護予防活動支援事業等で重点的に対応します。

##### ○地域介護予防活動支援事業

介護予防に関する指導的役割を担うことのできる人材を養成するとともに、地域における交流サロンや介護予防教室を開催し、高齢者間の交流の場を設けることにより、健康で自立した生活と社会的参加を促進します。

##### ○介護予防普及啓発事業

介護予防に関する基本的な知識を普及・啓発するため介護予防フェスティバルの開催、有識者等による講演会など介護予防の普及・啓発を行います。

##### ○地域リハビリテーション活動支援事業

心身機能、活動、参加のそれぞれの要素にバランスよく働きかけるために、地域においてリハビリテーション職（理学療法士や作業療法士など）を活かした自立支援に資する取り組みを推進します。

##### ○一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、事業の評価を行いません。

#### 包括的支援事業等

##### ○地域包括支援センター運営事業

寝たきり高齢者や認知症の方、心身に障がいのある方など援護を必要とする方一人ひとりに

合ったサービスを行うため、町、地域包括支援センター及び医療機関、社会福祉協議会、介護サービス事業所等が連携し、地域ケアシステムの整備を推進します。

## 包括的支援事業等

### ○総合相談支援・権利擁護事業

高齢者などが地域生活で困難を抱えた場合に、気軽に相談できる体制を整備し、問題の早期解決を図ります。

### ○高齢者虐待の早期発見、早期解決

地域包括支援センターにおいて、高齢者虐待の相談や通報に迅速に対応するとともに関係機関と連携し早期解決に努めます。

### ○認知症の早期発見・早期治療の体制づくりの推進

もの忘れ等が気になる方や、家族を対象に、専門医への相談の機会を設け早期発見し認知症等の治療、介護保険サービス利用へ結びつける認知症サポート医による「もの忘れ相談」の開催から重度化を予防します。

### ○認知症についての周知・啓発とネットワークの推進

### ○生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）活動の推進

地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者を選出し、生活支援体制整備事業として「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の活動を推進します。

### ○包括的相談体制の検討

### ○自立支援型地域ケア会議の充実

### ○包括的・継続的マネジメント事業

### ○在宅医療・介護連携の推進

多職種連携会議等を通し在宅医療を推進するとともに、地域における在宅医療・介護のための多職種連携の定着と促進を図り、在宅医療が必要な方に対し必要なサービスがスムーズに提供されるよう支援します。

### ○認知症高齢者・家族の支援事業

認知症予防のための通いの場であり、介護する家族同士の語らいや認知症の方の交流など、息抜きや安らぎの場を提供する事業「認知症カフェ（喫茶みかん）」を推進します。

### ○認知症の人と家族を支える人材の育成

### ○認知症高齢者見守り体制の整備

### ○生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の確保と研修

### ○生活支援・介護予防サービスのネットワーク（協議体）の推進

### ○生活支援・介護予防サービスの推進

## 6. 介護給付・介護予防給付サービスの充実

### 居宅サービス

#### ○訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーなどが要介護者の家庭を訪問し、排泄・食事・入浴などの介護、掃除・買い物等の家事、生活や介護等の相談・助言などのサービスを提供します。

#### ○訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

特殊浴槽などを持って要介護者の家庭を訪問し、入浴介護を提供します。

#### ○訪問看護・介護予防訪問看護

医師の指示により、看護師などが要介護者の家庭を訪問し、療養上の支援や必要な診療の補助などを提供します。

#### ○訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

医師、理学療法士、作業療法士などが、要介護者の家庭を訪問し、心身の機能維持を図り、日常生活の自立を助けるために、理学療法・作業療法等のリハビリテーションを提供します。

#### ○居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが、要支援者・要介護者の家庭を訪問し、療養生活を送るために必要な管理および指導を提供します。

## 居宅サービス

### ○通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターにおいて、生活指導、日常生活訓練、健康チェック、食事、入浴、機能訓練、送迎等を提供します。

### ○通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院、診療所などで機能訓練、食事、入浴、送迎等を提供します。

### ○短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設を短期間利用し、必要な介護や機能訓練を提供します。

### ○短期入所療養介護（ショートステイ）・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護療養型医療施設を短期間利用し、医学的管理のもとに、必要な介護や看護、機能訓練を提供します。

### ○居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援は、要介護状態となった高齢者や家族のサービス利用意向を踏まえ、要介護者の状態に合わせた介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。

### ○特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）等に入所している要介護者等について、介護サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うサービスです。

### ○福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

特殊ベッド、車イス、エアーマット、リフト、歩行支援具、徘徊感知用具など、自立を支援するために必要な福祉用具を貸与します。

### ○特定福祉用具購入・介護予防特定福祉用具購入

ポータブルトイレ、特殊尿器、入浴補助具など入浴や排泄のために使う用具の購入費の一部費用を支給します。

### ○住宅改修・介護予防住宅改修

家庭での階段や廊下、玄関の手摺りの取り付け、浴室、玄関の段差解消など小規模な改修について、その一部の費用を支給します。

## 地域密着型サービス

### ○認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

要介護認定を受けた認知症高齢者が、グループホームで共同生活を送ることにより、生活感覚の回復や落ち着いた生活が可能となるような支援を行うことを基本に、日常生活上の必要な介護等を提供します。

### ○その他の地域密着型サービス

町内に事業所はありませんが、小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護、

### ○地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

定員 30 人未満の特別養護老人ホームにおいて、常時介護が必要な方に対して、施設サービス計画に基づき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の介護や機能訓練その他必要な援助を提供します。

地域密着型特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護など多様なサービスも検討していきます。

## 施設サービス

### ○介護老人福祉施設

常時介護が必要な方に対して、施設サービス計画に基づき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の介護や機能訓練、その他必要な援助を提供します。

### ○介護老人保健施設

施設サービス計画に基づき、看護、介護及び機能訓練、その他日常生活上の援助を行うことにより、在宅生活への復帰を支援するサービスを提供します。

## 7. 第9期計画期間の介護保険料

65歳以上の第1号被保険者の今後3年間の保険料は、月額6,500円です。

令和6年度から令和8年度までの介護予防サービス・介護サービスの想定される必要量から、介護保険料を算出しました。

65歳以上の第1号被保険者の保険料については、国の指針に基づき負担能力を反映して段階別に設定しています。第9期介護保険事業計画では、所得水準に応じて13段階にて保険料を設定しています。

その結果、当町における令和6年度から令和8年度までの介護保険料基準額は、下表の第5段階の年額で78,000円、月額で6,500円です。

なお、段階別の保険料及び基準額等については次のとおりです。

### <65歳以上の第1号被保険者の保険料>

所得段階	住民税	対象者	基準額に対する割合	年額	月額	
第1段階	世帯非課税 本人が非課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者。</li> <li>老齢福祉年金受給者。</li> <li>本人の前年の課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方。</li> </ul>	基準額×0.455	35,490円	2,957.5円	
			(軽減措置※)	22,230円	1,852.5円	
第2段階		本人の前年の課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の方。	基準額×0.685	53,430円	4,452.5円	
			(軽減措置※)	37,830円	3,152.5円	
第3段階		本人の前年の課税年金収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える方。	基準額×0.69	53,820円	4,485円	
			(軽減措置※)	53,430円	4,452.5円	
第4段階		世帯課税	本人の前年の課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方。	基準額×0.90	70,200円	5,850円
第5段階(基準)			本人の前年の課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える方。	基準額×1.00	78,000円	6,500円
第6段階		本人が課税	本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方。	基準額×1.20	93,600円	7,800円
第7段階			本人の前年の合計所得金額が120万円以上で210万円未満の方。	基準額×1.30	101,400円	8,450円
第8段階			本人の前年の合計所得金額が210万円以上で320万円未満の方。	基準額×1.50	117,000円	9,750円
第9段階			本人の前年の合計所得金額が320万円以上で420万円未満の方	基準額×1.70	132,600円	11,050円
第10段階			本人の前年の合計所得金額が420万円以上で520万円未満の方。	基準額×1.90	148,200円	12,350円
第11段階	本人の前年の合計所得金額が520万円以上で620万円未満の方。		基準額×2.10	163,800円	13,650円	
第12段階	本人の前年の合計所得金額が620万円以上で720万円未満の方。		基準額×2.30	179,400円	14,950円	
第13段階	本人の前年の合計所得金額が720万円以上の方。	基準額×2.40	187,200円	15,600円		

※低所得者への公費による保険料軽減措置により第1段階から第3段階の負担割合の引き下げを継

### 介護保険サービス等の相談窓口

担当課	電話番号	FAX番号
保健福祉課 介護保険係	0224-84-6008	0224-84-6090
地域包括支援センター	0224-84-6021	0224-84-6090